



美議第 7 号
令和7年5月22日

前美唄市議会議員 紫 藤 政 則 様

美唄市議会議長 谷 村 知 重



再び公開質問状の提出について(回答)

2025年4月30日付け再び公開質問状で照会のありました質問について、別紙のとおり回答します。

なお、ご指定いただきました回答期日より回答が遅れましたことをお詫び申し上げます。

【公開質問状に対する考え方】

公開質問状は、法律に根拠を有するものではありませんので、必ずしも法的な回答義務はないものと考えます。

もっとも、事実やその事実に対する議長としての見解がどのようなものであるのか等をお尋ねになるのであれば、情報公開の一環として捉えることもでき、その場合には可能な限りお答えをさせて頂こうと考えておりました。

この点、前回のご質問は、嚴重注意の根拠、対象行為、嚴重注意に至る経緯、経費の支出額と発行の経緯等であり、基本的に事実とその事実に対する議長としての見解に関するご質問でありましたので、議長としての見解をご回答させていただきました。

しかし、今回の公開質問状では事実等をお尋ねになっているわけではなく、議長の見解に対して質問者様の見解を提示されてその感想をお伺いになられているものと思われます。

議長としての見解はすでに回答させていただいているところでありますし、議長の見解に対して別の見解を提示して議論をするとなれば、これは実質的にはご質問ではなく討論であると思われます。

従いまして、今後、ご質問という形式をとっておられたとしても実質的に討論と判断される場合には、ご指定の期限までに回答できない場合もあるほか、ご回答自体を差し控える場合があることをご了承ください。

問1-1

嚴重注意を行った根拠を会議規則149条とした回答について

1 会議規則149条は「すべて規則に関する問題は、議長が定める。…」とある。この規定は、規律は何でも議長が定めることができる、を意味するのではなく、法又は規則にあるものは、それが優先し、法規の定めのない議長の議事進行を困難にする、予期せぬ事態に対処するためにある規定である、と解されている。

2 議長は自治法104条（議長の権限）において、議会の秩序を維持し円滑な議会運営を確保するための秩序保持権と共に、議事運営の円滑化を図るための議事整理権を有している。秩序保持権と議事整理権は密接の要件としてつながっている。

3 本件のように、一般質問における議員の発言を問題にするのであれば、まず、議場の秩序保持権（法129条）により注意喚起し発言を制止し、又は発言を取り消させることができたのに、それを行っていない。次に不穏当発言と認定し「議会の品位を損ないかねない」と判断するにあたって、法132条（言論の品位）の規定によるべきところ、それを行ったように見えない。つまり、法規があるのに法規の定めに基づいて秩序保持権、議事整理権を行っていないことになる。

4 会議規則の逐条解説（中島正郎、ぎょうせい）には、149条（標準会議規則156条）に定める規定の趣旨などの解説とともに「規則に関する問題」について、その運用例が示されている。一部を挙げてみる。

1 「…本会議において議員の発言や議長の発言に対し、怒号、ヤジ、机を叩く…あるときは、議長席又は執行部席への抗議行為その他従事している書記席の占拠によって、議事進行が平静さをなくすか、…妨害が加えられる場合、正当な運営を担保するために、議場全体の秩序維持の責任が議長にあるので排除しなければならない。…」

3 「議員が私物の写真機、小型録音機…を持ち込み使用する場合は、…議場内の秩序保持上議長の判断で使用させないことが秩序保持権に基づきできるものと解される。」（p862～864）

5 このような例の排除が必要な妨害行為などは、昨年12月9日の市議会本会議場には認められず議場の平穏は保たれていた。傍聴していた市民の話を聞いても会議録を調べてもそれは同じ結論になる。

以上により、嚴重注意の根拠を会議規則 149 条とする回答に同意することはできない。議長の見解を伺ねる。

【回答】

議長としての見解は前回の回答と同様です。

なお、美唄市議会会議規則149条については第1章、第2章ではなく、規律を定める第5章に規定されておりますことから、会議・委員会外の議会事務に関しても及ぶものと考えます。

地方自治法104条においても「普通地方公共団体の議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」と規定されており、会議・委員会外の議会事務に関する部分まで議長の権限が明記されております。

また、ご指摘の秩序維持権等（地方自治法129条）の点ですが、議長が秩序維持権等を行使しなかったことによって、議長が嚴重注意を行えなくなるわけではないものと考えます。

確かに12月9日の一般質問中に秩序維持権に基づき注意を行わなかったことは遺憾と言わざるをえない部分がありますが、議員の言論の自由を保障するためには、その発言について質疑応答の最後まで聞いたうえでの総合的な判断が必要であると考えますことから、罵声や明白な暴言等ではない発言に対して即時に秩序維持権を行使することは困難な場合があります。

また、ご質問中にもありますとおり議場は当時平穏でありましたから議場が騒然として整理困難というわけでもありませんでした。従いまして、12月9日の会議中に秩序維持権等を行使することは結果として困難でありました。

問1-2

厳重注意に該当する発言を相手方の固有名詞を挙げたなどとした回答について

1 回答では「厳重注意」に当たる発言として、出す必要のない「相手方の固有名詞を複数回（12回）発言した」ことを指し、その発言は相手方への「配慮に欠け」そして「議会の品位を損ないかねない」と判断している。

2 配慮に欠けることを規律するルールは承知のしようがないが、議会の品位に関しては法132条（言論の品位）、会議規則144条（品位の尊重）に定めがある。法132条は、議員の発言について、無礼の言葉の使用、他人の私生活にわたる言論を禁止している。

この規定は、議会の会議の場が「公の問題を議論するところ」なので、人身攻撃などの発言により、会場の平静さが失われることを防止するためにあり、「無礼の言葉」とは、反社会性、反倫理性という否定的な評価を強調する侮辱的な言論である、と解されている。

3 そこで、齋藤議員の当日の一般質問を会議録で検証してみた。そこには、相手法人の固有名詞はひんばんに出てくる（指摘のとおり12回）。しかし、それは受け手の主観の問題で、その発言のそれぞれには、質問に構成された一定の文脈があり、相手の評価を貶める意図は感じられない。

4 齊藤議員の一般質問は、旧南美唄小、同中グラウンド跡地の賃料相当損害金の支払いに関して、その原因の分析と市の責任の所在を問うもので、公金の支出にあたって、市民への説明責任をしっかりと果たすよう、桜井市長に求めている。

5 くだんの発言の多くは、市と相手法人の土地の賃貸借等を巡る紛争、争訟事案について、これまでの会議場における齊藤議員と市町とのやり取りを振り返る場面で発している。それは、相手法人に対する「損害賠償請求の必要性」、「残土処分への追加請求」、「新たな損害賠償請求の必要性」、「契約文書」、「9月決算審査の答弁拒否」などのいずれも事前に通告した質問通告内容に通底しており、回答にある「出す必要のない」発言との指摘は当たらない。

齊藤議員は、市の対応のまずさなど問題点、市が果たすべき説明責任の必要性を指摘しながらも、明確な答弁を引き出すことが出来ず、歯がゆい思いをしてきた今日までの心情を隠さず飾らず、ありのままに発言している。

6 相手法人の固有名詞がひんばんに出るのは、取り上げたこと柄がそれだけ多いからであり、そこに虚偽や質問に名を借りて相手の信頼、評価を貶めたり、否定的評価を強調したりする侮辱的な言論など、無礼な言葉に定義づけられる発言はない。

以上により、厳重注意としたことに根拠はなく、回答に同意できない。議長の見解を伺ねる。

【回答】

議長としての見解は前回の回答と同様です。

なお、地方自治法132条にいう「無礼の言葉」とは、議員が会議に附議された事項についての自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員や一般人の正常な感情に反発するものをいうとされております。

この点、客観的な事実として12回もの固有名詞の言及があること、また固有名詞を出さなくても同旨の質問は可能であったと考えます。

また、齋藤議員からの質問通告内容には、相手方の固有名詞を引用するという内容は含まれておりませんし、齋藤議員から当該質問における相手方法人の名称を引用することについての必要性のご説明はありませんでした。

さらには、一般質問終了後に「今回の一般質問においては確かに相手方の法人名を何度も連呼しすぎた」と齋藤議員ご本人からの発言もありました。

これらのことから齋藤議員の発言は自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えていると判断せざるを得ませんでした。

そして、これに対して相手方からは強硬な抗議があったことから、相手方の正常な感情に反発するものであったと考えます。

これらのことから、この度の齋藤議員のご発言は地方自治法132条にいう「無礼の言葉」に該当するものと判断し、「議会の品位を損なう」として嚴重注意を行ったものです。

問1-3

嚴重注意の判断要素に「係争中であることに考慮し、市と市民に生じる不利益に留意すべき」を回答に示していることについて

1 回答には嚴重注意の判断要素として、固有名詞発言だけでなく「現在係争中であることを考慮し、質問に当たっては市と市民に不利益が生じないよう留意すべきであった」と、考慮し留意することを付け加えている。どうすべきなのか、回答からはうかがい知れない。係争中の対処については、必要があれば係争当事者である原告の桜井市長が考えることで、議長が議員の質問に立ち入る話では決していない。

2 議会側のとるべきスタンスははっきりしている。現在係争中の事案については、市が提案した「訴の提起の件」を議決して終わるものではなく、今後、判決による損害賠償額の決定、訴訟の取り下げ、和解契約の締結など、議決の要否はあるが、争いの終結まで様々な事態が生じる可能性がある。展開によっては、上告もあり得ることにより、多大の労力と費用を要する場合もある。

3 議会としては、議決した訴訟の内容、方針に意を用い、訴訟目的にかなうよう、市民福祉に資するよう、その進捗に関心を持たなければならないのは当然のことで、質問に当たって係争中であることに考慮を求めることはあってはならない。

4 市が抱えている行政課題の進捗いかんで、市と市民に不利益が生ずる恐れが事実としてある場合、議会の為すべきことは、その事実に対峙し、その課題について議員が共通の認識を持つこと。自由闊達な言論を交わし地域の人に喜ばれ、役に立つプランをまとめ、議会として執行権を有する桜井市長に提言することにより、地域課題の解決につなげることではないか。

5 議会には調査権がある。二つの常任委員会は、いつでも所管事務調査ができる。理事者からのヒアリング、参考人招致、そして現地に入って地域のくらしの実態や市民の生の声を聴き、プランに反映することも出来る。つまり、市民に見える議論を重ね、市民と共に考える取り組みがとても重要になる。

行動を起こすためのリーダーシップが議長に求められていると考える。

議長が議員に「考慮」や「留意」を求めることは発言のルールになく、議員の質問の内容まで踏み込む恐れがある。自由な言論の委縮、市政の監視、政策形成という議会の持つ権能を放棄することにつながり兼ねない大きな問題をはらんでいることを認識すべきと考える。議長の見解を伺う。

【回答】

議長としての見解は前回の回答と同様です。

なお、議会における発言において、固有名詞を出してはならないというルールが存在するわけではありません。

ただし、議会における発言も無制約のものではなく、地方自治法や美唄市市議会会議規則、ひいては民事・刑事法等による制約があることはご承知のことと思います。

また、12月10日の会派代表者会議の際に意思統一があったことは前回ご回答したところですが、それ以前より、係争中であるので、慎重に行って欲しいという申入れを行っており、齋藤議員を含む議員各位からも特にご異議なくご了解を頂いているところです。

今回の齋藤議員のご質問においては事前の通告もないまま相手方の固有名詞を複数回引用されたうえ、その必要性についてはご本人から特にご説明もないほか、ご本人自身が「今回の一般質問においては確かに相手方の法人名を何度も連呼しすぎた」とお認めになっておられました。

ご質問にも「議会としては、議決した訴訟の内容、方針に意を用い、訴訟目的にかなうよう、市民福祉に資するよう、その進捗に関心を持たなければならない」とあり、また「争いの終結まで様々な事態が生じる可能性がある」とされているとおり、本件については今後の展開を慎重に注視していかなければならない状況であり、そのような中で市民に不利益を生じさせるようなことがないように配慮するのは、議会として当然であると考えます。

言論の自由は議会において特に尊重されるべき権利ではありますが、特段の必要性もないのに相手方の名誉を傷つけ、ひいては市民に不利益を生じさせる恐れがあるような行為までが言論の自由の範疇に属するとは言い難く、市民の負託を受けた議会として自律的な判断を示すべき事項であったと考えます。

問2

会議の場は2月13日の議会運営委員会とした回答について

- 1 本件は、市議会にとって初のケースであり、嚴重注意の定義、議会だよりの発行までの一連の措置を行うための要件などのルールは定められていない。
- 2 つまり、法規、慣例に定めがなく、前例のない異例な事例と言えるため、その措置の判断、決定に当たっては、本会議もしくは委員会（議会の会議）において、全ての措置の是非を始め、十分な検討、協議の場が必須であった。
- 3 しかし議長は、議会運営委員会に諮問し、協議を求めるのではなく議長の判断で決定した措置を、事後に報告、追認させた。このことは、合議制の機関としての正しい手続を経たことにならないし、議会運営を所掌する議会運営委員会の持つ役割を形骸化する恐れがある。

与えられている議長権限をもつとしても、機関会議を経ずして決定してはいけないケースであった。議長の見解を尋ねる。

【回答】

この度の嚴重注意は、地方自治法及び美唄市議会会議規則に基づく議長の権限として行ったものであり、適正な権限及び手続に則ったものであると考えます。

なお、嚴重注意については事前に議会運営委員会に経過と経緯を報告し意見を求めた旨を前回ご回答したところであり、実質的に協議を行ったうえで議長の決定が異議なく承認されております。従って、議長の判断で決定した措置を事後報告し追認させたとのこと指摘には当たらないと考えます。

議会運営委員会は議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項を所管する委員会であり（地方自治法109条3項）、これらの案件が生じた場合について議長が協議すべき委員会となっておりますことから、議長としては、議会運営委員会のご意見をお諮りしたうえで嚴重注意等を決定したものであります。

問6

議長は重大な過ちを犯していないとした回答について

1 回答は、「厳重注意について、発言が法規に触れる可能性があるため、会議規則149条に基づいて行っていること。それは法規による懲罰ではなく注意喚起であり、法的拘束力もなく、本人も認めている。」とし、「議会だより」については、社会的評価を低下させる意図はなく、本人の了解を得ている。つまり、「厳重注意」「議会だより」いずれもその違法性を否定し、「重大な過ちを犯していない」と一連の措置を正当化している。この回答はいずれも同意することができない。

2 まず「厳重注意」については、発言そのものが不穏当として問題にする必要のない発言であること。仮に議長が不穏当発言と認定した場合であっても、その判断に資する法規の適用を誤っていると共に、とるべき議事整理をとっていないという議長の不手際があったこと。このことは問1で既に述べている。

3 次に、「議会だより」については、社会的評価を低下させる意図はないとあるが、意図がなければ何をやっても許されるものではない。発行された議会だよりの態様、公表方法など事実行為いかんで違法性が問われる可能性がある。それは、近年の最高裁判決における判旨の一部からも汲み取ることができる。本件のように、いわれがなく、前例のない厳重注意処分については、前例のない臨時号で、市内全戸に公表した事実は斉藤議員の社会的評価を貶める結果につながる行為であることは容易に推測できる。

4 4月18日に開示された議会所管の公文書に「令和6年第3回定例会での斉藤議員の発言に対する議会としての対応について」がある。これは、令和7年1月22日付谷村議長から相手方法人宛で、谷村議長は斉藤議員の発言を不穏当発言と認め、遺憾の意を表したのち、

1 次回の本会議の際に議場での陳謝、2 議会だよりへの掲載、3 その他（検討していくこと）を列挙し、議会として、とる謝罪の方法を約束している。そしてその謝罪について、「1月16日に面談させていただいた際、貴社の〇〇より、美唄市議会として今後どのような対応をするのかというお話がありましたことから」と謝罪は、1月16日の面談が切っ掛けととれるところがある。

5 ここで指摘したいのは、まず、前例のない謝罪の方法を相手法人に約束するに当たって、相手の抗議に同調する謝罪ありきの主体性のない議長の姿勢についてである。そして議会として合議体としての手続きを踏んでいない議長の恣意性の強い判断に基づく意思表示に関わらず、「議会として」と謝罪の方法を議会の約束とした行為は正当化できるものではない。

6 1月22日分書をもって、議長が相手方に約束した、斉藤議員の議場での陳謝について「令和7年1月定例会（3月開会予定）において、斉藤議員が発現する際、冒頭で陳謝の発言を行うこととします。」と具体的な説明がある。この約束は法で言う「懲罰」と同様の意味がある。懲罰には、開会、陳謝、出席停止、除名の4つの種類がある（法135条①）。この陳謝は「公開の議場における陳謝」であり、出席停止よりも重い罰との見方もある。

7 回答では、「注意を喚起するもの」なので「法的拘束力はありません」とある。だとすればな

ぜ法的拘束のある懲罰事犯者と同様の「公開の議場における陳謝」を謝罪の方法の一つとして約束する必要があるのか、言葉を使い分けしているのではないか。

8 議長が積極的に市民の声を聞き、その声を市政や議会運営に役立てるための姿勢はあっていい。しかし、その声に委縮し、その声と同調し、誤った判断をすることはあっていい訳がない。

9 以上のとおり、議長は、①行う必要のない厳重注意を行ったこと、②厳重注意から議会だよりまでの一連の対応措置の決定に議会としてのあるべき手続を踏んでいないこと、③議会だよりの発行は斉藤議員の人権侵害の可能性があること、④これらの措置は相手方法人の抗議を切っ掛けに実行するという、議会の自立性が疑われる対応であること。

議長は、法規、慣例に従って職務権限を行使したとは認めがたく、違法性を否定し、重大な過ちを犯していないとする回答に同意することはできない。
--

【回答】

議長としての見解は前回の回答と及び前述の通りです。

なお、この質問の第3項で「社会的評価を低下させる意図」を問題にされておりますが、前回の議長としての回答は正確には以下のとおりです。

「厳重注意は対象議員の十分な注意を喚起するものであり法的拘束力はありません。」また、本件厳重注意に当たっては齋藤議員ご本人からも事情を聴取し、「今回の一般質問においては確かに相手方の法人名を何度も連呼しすぎた」とご自身が不必要な相手方固有名詞を複数回発言されていたことはお認めになっており、また、びばい市議会だより 臨時号に経緯を掲載することについてもご理解を頂いたうえでの発行です。その内容も齋藤議員の評価を低下させるようなものではありません。

このことは、ことさらに齋藤議員の社会的評価を低下させるなどの態様、方法によって本件措置を公表したものとは言えず、ご指摘の「議長は違法行為をなしたに等しい重大な過ちを犯した」との点はあたらないものと考えます。

また、ご質問中には「陳謝」が「懲罰」と同様の意味があるとのことご指摘がありますが、この点について、地方自治法135条において懲罰の種類が定められており、この懲罰には、

①公開の議場における戒告、②公開の議場における陳謝、③一定期間の出席停止、④除名と定められており、ここでいう陳謝とは「公開の議場において、議会が定めた陳謝文を当該議員に朗読させて行うもの」を言いますが、この度の「陳謝」は齋藤議員ご本人の起案によるものを想定しており、地方自治法上の懲罰としての「陳謝」ではありません。